

デイサービス千恵の輪 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シーキューブが開設するデイサービス 千恵の輪(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「通所介護従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービス千恵の輪
- 二 所在地 東京都荒川区西日暮里六丁目 15 番 11 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名 (相談員、介護スタッフと兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 従事者

生活相談員	1名以上	} うち常勤1名以上
介護職員	2名以上	

看護職員 1名以上

- ・事業従事者は、指定事業の業務にあたる。
- ・生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。
- ・介護職員及び看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

三 機能訓練指導員 1名以上 (看護職員と兼務の場合あり)

- ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

四 事務職員等 1名

・事務職員等は、事業従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時
- 三 サービス提供時間帯 午前9時から午後6時

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 1 単位目 定員20人

(指定通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定事業の内容は、介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

一 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護を行う。

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供し、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。

三 食事に関すること（配食）

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供し、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

四 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

五 栄養改善に関すること

低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

六 口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

七 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心

身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

八 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には事業従事者が添乗し必要な介護を行う。

九 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定通所介護の利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じたものとする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定事業に通常要する時間を越えて指定事業を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意をする旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東京都荒川区、北区、文京区、台東区、足立区とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が入浴室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所介護を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、感染症や非常災害に備えるため、業務継続計画を作成し必要な研修および訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

- ・非常災害対策責任者 管理者 来島朝子
- ・防災訓練 年1回
- ・避難訓練 年1回
- ・研修 年1回

2 事業所は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを荒川区に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 14 条 従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - 二 継続研修 年 1 回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から 2 年間（事故・苦情・身体拘束に関する記録は 5 年間）保存するものとする。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社シーキューブとディサービス千恵の輪の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。